

糖尿病・高血圧・脂質異常症等で通院中の患者さまへ

厚生労働省の方針により、令和6年6月1日より診療報酬の改定にともない、これまで算定してきました「特定疾患療養管理料」の対象疾患から糖尿病・高血圧・脂質異常症等を除外し、個人に応じた療養計画に基づき総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行するよう通達がありました。

当診療所でも6月より糖尿病・高血圧・脂質異常症等のいずれかを主病名とする患者さまで「特定疾患療養管理料」を算定していた方は、患者様に応じた療養計画書を作成し、医師・看護師・と連携をし、総合的な治療管理を行っていく【生活習慣病管理料】へ変更することになりました。

初回にあたり、生活習慣に関する問診票の記入と、療養計画書の説明を受けご署名をいただく必要がございますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

また、「生活習慣病管理料」移行にあたり、患者さまの自己負担額が上がりますが、ご了承いただきますようお願いいたします。